

改正

平成8年3月29日教育長訓令第4号

平成11年3月15日教育長訓令第2号

平成22年10月18日教育長訓令第13号

平成26年4月30日教育長訓令第5号

吹田市立図書館館外貸出規程

吹田市立図書館館外貸出規程（昭和42年吹田市教育長訓令第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、吹田市立図書館の図書館資料（以下「資料」という。）の館外への貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

（利用者の範囲）

第2条 資料の個人貸出し（第16条を除き、以下「貸出し」という。）を受けることができる者（以下「利用者」という。）は、市民及び市内に所在する学校、官公署、会社等に在学し、又は在職する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要があると認めるときは、同項に規定する利用者の範囲を変更することができる。

（借出カード）

第3条 利用者は、資料の貸出しを受けようとするときは、あらかじめ借出カードの交付を受けなければならない。

2 借出カードは、1人1枚とし、各吹田市立図書館において共通して利用することができる。

（借出カードの交付）

第4条 借出カードの交付を受けようとする利用者は、資料の館外個人貸出申込書（以下「貸出申込書」という。）を館長に提出しなければならない。

2 貸出申込書の提出に当たっては、次に掲げる書類のいずれかを提示し、利用者であることの確認を受けなければならない。ただし、小学生以下の利用者については、この限りでない。

（1）住民票の抄本又は住民票記載事項証明書

（2）学生証又は在学証明書

（3）身分証明書又は在職証明書

- (4) 健康保険証
- (5) 運転免許証
- (6) その他館長が適当と認める証明書類

(借出カードの有効期間)

第5条 借出カードの有効期間は、5年とする。

2 前項の有効期間は、利用者の申出により、5年ごとに更新することができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

(貸出数)

第6条 同時に貸出しを受けることのできる資料の数は、図書については15冊以内、視聴覚資料については3点以内とする。この場合において、未返却の図書又は視聴覚資料がある場合には、それぞれその数を合算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要があると認めるときは、同項の貸出数を変更することができる。

(貸出期間)

第7条 同一資料の貸出期間は、2週間以内とする。ただし、借出カードの有効期間を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要があると認めるときは、同項の期間を延長し、又は短縮することができる。

(自動車文庫における貸出し)

第8条 前2条の規定にかかわらず、自動車文庫における資料の貸出数及び貸出期間は、別に定める。

(貸出しできない資料)

第9条 次に掲げる資料は、原則として貸出しできない。

- (1) 貴重資料
- (2) 辞書、事典その他これらに類する資料のうち、館長が指定するもの
- (3) 新聞、官報、公報その他これらに類する資料
- (4) その他館長が指定する資料

(貸出しの停止等)

第10条 利用者が資料を返却しないときは、館長は、資料の貸出しを停止することができる。

2 利用者が資料を故意に返却しないときは、館長は、借出カードを無効とし、又は将来借出カー

ドを交付しないことができる。

(届出)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、利用者は、その旨を直ちに館長に届け出なければならない。

- (1) 借出カードを紛失したとき。
- (2) 貸出中の資料を紛失し、汚損し、又は破損したとき。
- (3) 貸出申込書の記載事項に変更があったとき。

(借出カードの無効)

第12条 借出カードは、次の各号のいずれかに該当するときは、無効とする。

- (1) 貸出申込書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 貸出申込書の記載事項に変更があった場合において、その届出をしなかったとき。
- (3) 借出カードを他人に貸与し、又は譲渡したとき。
- (4) 借出カードを改ざんしたとき。
- (5) 借出カードを紛失した旨の届出があったとき。
- (6) 重ねて借出カードの交付を受けたとき。
- (7) 利用者でなくなったとき。

(借出カードの返還)

第13条 借出カードは、前条の規定により無効となったとき（同条第5号に該当するときを除く。）は、直ちに返還しなければならない。

(借出カードの再発行)

第14条 利用者が借出カードを紛失し、汚損し、又は破損したときは、館長は、利用者の申出により、その事情を審査し、借出カードを再発行することができる。

(広域利用の貸出し)

第15条 図書館の広域利用に係る協定に基づく資料の貸出については、教育長が別に定める。

(障害者用資料の貸出し等)

第16条 障害者用資料の貸出し及び団体への貸出しについては、地域教育部長が定める。

(委任)

第17条 この規程の施行に関し必要な事項は、中央図書館長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成5年5月11日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に交付を受けているこの訓令による改正前の吹田市立図書館館外貸出規程第3条に規定する借出票は、この訓令の施行の日から平成5年8月31日までの間、この訓令第3条に規定する借出カードとみなす。

附 則（平成8年3月29日教育長訓令第4号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月15日教育長訓令第2号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月18日教育長訓令第13号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年1月5日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の吹田市立図書館館外貸出規程第6条及び第7条の規定は、平成23年1月5日以後に行う個人貸出しについて適用し、同日前に行う個人貸出しについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年4月30日教育長訓令第5号）

この訓令は、平成26年5月1日から施行する。